

宮崎県海岸巡視事務取扱要領

※下線部：追加、修正箇所

(目的)

第1条 この要領は、海岸を管理する土木事務所の職員が海岸法施行規則（昭和31年農林省/運輸省/建設省令第1号）第5条の8第2号に規定する巡視を行う際の事務等について定め、もって海岸保全施設等を良好な状態に保つことを目的とする。

(海岸巡視の内容)

第2条 巡視を行う者は、次の事項に留意して巡視しなければならない。

(1) 海岸保全施設

ア 海岸保全施設及びその敷地の保全状況

(7) 水路周辺の砂浜の陥没等

(4) 波の遡上する範囲の異形ブロック付近の砂浜の陥没等

イ 海岸保全施設の防護機能に影響を及ぼす次のような変状の有無

(7) 砂浜の侵食・堆積、陥没箇所の有無

(4) 堤防・護岸等のひび割れ、目地の開き、沈下、陥没等

(9) 離岸堤等のブロックの移動、沈下、散乱、破損等

(エ) 水門・陸閘等のひび割れ、剥離、損傷等

(2) 海岸保全区域

ア 海岸保全区域の保全状況

区域全体の保全状況について巡視するものとする。なお、仮設物についても、(1)に準じて巡視するものとする。

イ 許可に基づく土地の占用、施設又は工作物の新設又は改築、土砂の採取、土地の掘削等の行為に関する次のこと。

(7) 許可内容の遵守状況

(4) 施設又は工作物の維持管理状況

ウ 許可に基づかない不法な土地の占用、施設又は工作物の新設又は改築、土砂の採取、土地の掘削等の行為に関する次のこと。

(7) 耕作

(4) 木材、土石、船等の放置又は置き場としての使用

(9) 土石（砂を含む。）その他の産出物の採取

(エ) 建物、水路その他の工作物の設置

(オ) 土地の掘削又は埋立て

(3) 一般公共海岸

ア 一般公共海岸の保全状況

海岸全体の保全状況について巡視するものとする。なお、仮設物を確認した場合は、(1)に準じて巡視するものとする。

イ 許可に基づく土地の占用、施設又は工作物の新設又は改築、土砂の採取、土地の掘削等の行為に関する次のこと。

(ア) 許可内容の遵守状況

(イ) 施設又は工作物の維持管理状況

ウ 許可に基づかない不法な土地の占用、施設又は工作物の新設又は改築、土砂の採取、土地の掘削等の行為に関する次のこと。

(ア) 耕作

(イ) 木材、土石、船等の放置又は置き場としての使用

(ウ) 土石（砂を含む。）その他の産出物の採取

(エ) 建物、水路その他の工作物の設置

(オ) 土地の掘削又は埋立て

（海岸巡視の回数）

第3条 巡視を行う回数は、年に数回とする。ただし、地形等により変状が起こりやすい箇所、これまでに実際に変状が確認された箇所等についての巡視を行う回数は、月に1回を基本とする。

2 原則として海岸利用者の増加時期（GW前）や台風等異常気象後の巡視等で大きな変状があった場合は重点調査を実施することとし、別紙海岸については、夏休み前や年末にも重点調査を実施する。

（海岸巡視の方法）

第4条 巡視は、陸上からの目視踏査、近接的な目視又はそれに準ずる方法により行う。

2 目視においては、写真撮影を併用することで巡視の効率性を向上させるものとする。

3 海岸利用者の増加時期（GW前、夏休み前、年末）等の重点調査では、鉄筋棒などにより、水路周辺や異形ブロック付近の砂浜の陥没等の有無を確認する。

（巡視による措置）

第5条 海岸保全施設を巡視した際、海岸保全施設の防護機能、背後地、利用者の安全性等に明らかに影響を与えるような変状が確認された際は、速やかに応急措置又は安全確保措置を講じなければならない。

2 巡視の際、許可に基づく行為等で許可条件に違反していると認められるものを確認した場合においては、その違反している事実につき、現場で適切に指導するとともに、その違反の事実及び指導の内容を記録し、所属長に報告するものとする。

3 巡視の際、許可に基づかない不法行為を確認した場合においては、その行為者に対して行為の中止を促すとともに、その違反の事実及び指導の内容を記録し、所属長に報告するものとする。

（巡視記録）

第6条 巡視を行った者は、その結果を、別記様式により記録し、所属長に報告するものとする。

(その他)

第7条 この要領の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年8月20日から施行する。

別紙

○大炊田海岸（宮崎市）

○田吉海岸（宮崎市）

○伊比井海岸（日南市）

○風田海岸（日南市）

○風田海岸その2（日南市）

○平山海岸（日南市）

○梅ヶ浜海岸（日南市）

○古奥海岸（日南市）

○永田海岸（串間市）

○高松海岸（串間市）

巡視日誌

決 裁 欄		
海岸名		
巡視時刻		
巡視項目	(1) <u>海岸保全施設</u> ア 海岸保全施設及びその敷地の保全状況 イ 海岸保全施設の防護機能に影響を及ぼす変状の有無 (2) <u>海岸保全区域</u> ア 海岸保全区域の保全状況 イ 許可に基づく土地の占用、施設又は工作物の新設又は改築、土砂の採取、土地の掘削等の状況 ウ 許可に基づかない不法な土地の占用、施設又は工作物の新設又は改築、土砂の採取、土地の掘削等の状況 (3) <u>一般公共海岸</u> ア 一般公共海岸の保全状況 イ 許可に基づく土地の占用、施設又は工作物の新設又は改築、土砂の採取、土地の掘削等の状況 ウ 許可に基づかない不法な土地の占用、施設又は工作物の新設又は改築、土砂の採取、土地の掘削等の状況	
巡視結果		